

1・文化財レスキュー事業 救援委員会事務局報告

岡田 健 被災文化財等救援委員会 事務局長／東京文化財研究所 保存修復科学センター長
伊藤 嘉章 被災文化財等救援委員会 事務局長／東京国立博物館 学芸研究部長

0. はじめに

平成 23 年 4 月 1 日から 1 年間の日程で始まった「文化財レスキュー事業」は、その当初の目的である「被災文化財の緊急避難と応急処置」が、所期の 1 年間の活動を経ていまだに完成していない、という認識から、1 年間の期間延長が決定され、平成 25 年 3 月 31 日まで継続実施された。事務局として、この 1 年間の救援委員会活動全般を総括する。

1. 活動 2 年目の課題

2 年目の救援委員会の活動については、平成 24 年 3 月 19 日の第 4 回全体会合において、次のような概念と目標が了解されていた。

第 2 年目となる平成 24 年度における被災文化財等救援委員会の作業は、

- ・ 見込まれる経費の種類（義援金・寄付金 / 各県が用意する各種資金 / 委員会構成団体が個々に用意する活動資金等）と金額
- ・ 第 1 年目の活動内容の時間経過に伴う状況の変化を勘案すると、4 月以降ほぼ半年間、次の冬季になる前を目途として、以下の内容によって進行すべきものと考えられる。

1) 緊急避難活動の継続実施

- a) すでに救出し、保管状態にあるものの応急的保存処置の継続実施。
- b) 救援リスト記載のうち未着手分についての救援実施（宮城県においては県内連絡会議によって作業が継続的に実施されており、委員会は後方支援的体制に移行している）。
- c) これまで未報告だった案件についての追加実施（各県）。
- d) 福島県における警戒区域等からの搬出作業に伴う、

保管のための支援及び警戒区域解除に伴う委員会による救出活動の検討と実施。

2) 安定的状態による保管体制の確立

- a) 保存環境の改善、処置方法の改良に関する継続的研究と現場での適用。
- b) 初期応急処置が済んでいる文化財・資料等についての追加的処置作業の実施。
- c) 県外へ分散保管されている文化財・資料等の県内回送に伴う保管場所の確保と安全な保存状態の確立。
- d) クリーニング処置が終了したとされる文化財・資料等の状態についての追跡調査。

3) 岩手、福島、茨城における県内連絡会議の構築

宮城県連絡会議を一つにモデルとして、今後の救出、応急処置、保管のための県内各機関による連携を実現するための体制を確立する。

4) “緊急避難”から“復興”への道筋

救出した文化財・資料等が所蔵者の手元に戻るにはまだかなりの時間を要すると想定されるが、保管の期間、単に保存状態の安定を図るだけではなく、今後これらを地域の復興に重要な役割を果たすものとしていくために、地域の文化を含む幅広い情報を収集し、文化財としての保全方法を考える。

5) 震災対応のための新たな体制構築へ向けての提言の作成

今回の救援委員会の体制とその活動を検証し、今後想定されている大規模震災に対応できる、新たな体制を事前に構築するための提言を行う。

最初の 1) と 2) は、委員会設置の根幹となる目標、使命である。

3) は、分野と組織の違いを越え県内博物館・美術館、各市町村教委、大学等を網羅して構築された連絡協議会に主導権を持たせ県教委はそれと連携を図る体制を取った宮城県を一つの例として、各県に対しても同様のネットワークを推奨すべきであると考えたものである。しかし、各県の

状態はそれぞれに異なっている。

岩手県においては各市町村、あるいは各博物館施設等が個別に活動し、県外の関係団体とも独自に連携を図る傾向が強く、県教委はそれを追認する形をとる。福島県は県内に平成 22 年秋に発足したふくしま歴史資料保存ネットワーク（以下、ふくしま史料ネット）、従来からある福島県博物館連絡協議会（日本博物館協会の下部組織）、平成 24 年 6 月に発足した福島県美術館会議などが並び立つが、今回の震災対応で設置された「福島県被災文化財等救援本部」は県の公文書をもって会議を招集するなど、県教委文化財課主導の組織で、とくに警戒区域への立ち入り作業実施を各町との関係で公的なものとする意味もあり、救出活動実施に際しての行政的特徴が現れる。茨城県においては、県内 184 件を数えた国の指定文化財・登録文化財の被災については美術工芸品が 4 件にとどまり、その他の大部分が建造物・史跡等であるため、動産文化財を対象とする救援委員会へ協力を要請することなく県教委が文化庁との連携で対応しているが、個人所蔵の歴史資料等の案件については震災後に設立された茨城文化財・歴史資料・救済保全ネットワーク準備会（以下、茨城史料ネット）が頑張りをを見せており、その活動を県教委が容認している、という状態になる。そしてそれらが救援委員会へ連絡されるのは毎回の救援委員会全体会合開催時に限定されている。

4) については、当然のことであるが、いかにその任務が文化財資料の緊急避難と安定的保管状態の確保であったとしても、我々は単に物質としての文化財資料を救出し、その物理的な保全だけを図っているのではない。個々の分野における専門家として、それを救うことの意味を自らに問い、所蔵者を含む関係者たちとともに考えている。

さらに 5) は、東日本大震災発生の直後から、次は東南海、南海トラフ、東京直下型ということが言われ、将来に備えた防災体制、あるいは被災文化財救出のための何らかの恒久的な体制の整備が必要だ、という意見が出始めたが、委員会事務局を担当する我々自身、活動開始直後の試行錯誤を振り返り、次にはもっとスムーズな活動の開始ができるようにしておかなければならない、と真剣に考えたことによる。他方、救援委員会としての直接の活動とは別に、各構成団体やその他に文化財資料の救出に関係した団体において、シンポジウムや救出後の文化財資料を活用した展示等が実施され、文化財資料救出に関する様々な課題の抽出、“復興”に向けた文化財資料のあり方についての考察が進みつつある。今回の委員会を何らかの形で発展的に継

承し、新たな体制を作るべきだという意見もある。

しかし、実際の救援委員会は、ほんらい緊急時における被災県を含む多様な団体の集合体であり、いわゆるレスキュー的な作業を日常業務としている団体は、事務局を担当した東文研をはじめとして国内には一つも存在していないし、その中の誰かがコアになるような組織の形成は簡単なことではない。多くの団体が公的な存在であり、それぞれの職員を動員することにも個別のルールがあり、何よりも一つの組織として動くための財源の確保が制度的には困難である。

それでも、1 年目以来の議論の過程で「東文研に頑張ってもらって」という声がしばしば聞こえた。しかし、非常事態発生による臨時の体制と日常とは異なる。ほんらい与えられていない職掌を組織の変革・増設なしに自ら変えるなどということは、この国の行政システムでは認められていない。もちろん、まとめ役としての事務局として、多くの委員会構成団体の議論の方向を注視しつつ、どのように意見を衆合していくかは自覚的な課題であった。どのような体制が理想であり、何が現実なのかを見極める必要があった。平成 25 年になってから開催した 3 回に及ぶ公開討論会は、このような模索の末に立案し、実施したものであった。

2. 救出活動の対象

被災文化財等救援委員会による文化財レスキュー事業が開始されて以来、文化庁に対して県教育委員会が救援要請を出した県は、結局 2 年目においても宮城・岩手・福島・茨城の 4 県にとどまった。

4 県のうち、宮城県では文化庁への最初の救援要請の時に付けられた被災文化財のリストは 1 年間で約 3 倍にまで増えたが、一方で県内の関係団体による宮城県被災文化財等保全連絡会議が組織され、基本的には保全連絡会議の連携によって救出作業と安定保管までを進める目途が立ち、2 年目を迎えた。また、県教委の正式リストとは別に、委員会構成団体である NPO 法人宮城歴史資料保全ネットワーク（以下、宮城資料ネット）の救出活動が継続的に行われ、その日報は途切れることなく委員会事務局へ提出された。

しかし他の 3 県は宮城県とは異なり、県内の状況や体制を反映して、最初に要請を出した時点からリストが追加されたことはほとんどない。現在、岩手県のリストに相当

数の案件が実績として記録されているが、これは救援委員会が直接活動をした場所というよりも、県内各団体・専門家による独自の活動、あるいは県外団体が参加した救援委員会以外の支援活動を全て含め、岩手県における活動として示しているためである。茨城県においては、任意の団体である茨城史料ネットの活動が続いたものの、県教委を通じて救援委員会に救出活動そのものへの要請は上がらなかった。したがって、2年目の救援委員会が直接実施すべき救出活動は、リスト掲載分で作業完了に至っていない案件がある宮城県に関する一部と、1年目には警戒区域内の具体的な状況が把握できていなかった福島県に、ほぼ限定されることとなった。

ただし本報告書では、救援委員会構成各団体がそれぞれの枠組み、業務の範囲においてこれら救援対象県で行った活動についても記述してもらうように依頼をしているので、報告の内容は非常に多岐にわたっている。その膨大な内容が、救援委員会の活動として随時日報等によって委員会事務局に報告されていなかった、あるいは事務局が把握できていなかった、ということについてはこの1年間の方法の問題として検証すべきところはあるが、いずれにせよ本報告書は、「文化財レスキュー事業」にとどまらず、文化財資料の救出に関連する多様な活動を、網羅的に報告するものとなっている。

3. 安定的保管体制

安定的な保管体制については、4県いずれにおいても引き続き多くの課題を抱えている。

水損資料の安定化処理ということでは、奈良文化財研究所（以下、奈文研）が1年目に600箱分の資料を引き受け、奈良市場冷蔵や宮城県内の冷凍施設を持つ企業の協力を得て資料を凍結させ、その後に自身が所有する世界最大級の真空凍結乾燥機を用いて、処理を実施してきたが、乾燥後の膨大な量の資料に対するクリーニング作業があり、これが2年目の重要な作業となった。先にクリーニングを行ってからの真空凍結乾燥、という手順を取ることができない量の被災資料に対して、乾燥後、資料の内容・重要度に応じてクリーニングのレベルを変えるなど、文化財に対する正確な認識力を必要とする作業であり、これが予定どおり平成25年3月までにすべて終了したということであるから、実際の作業に参加したNPO団体共々、その努力奮闘は大変なものであったと想像できる。

安定的保管の場所ということでは、一旦置いた場所が約束の期限が来た、あるいは解体が始まる等の理由により使えなくなり、これを別の場所へ移動させるということが起きている。釜石市の行政文書については国文学研究所資料館が再度移動作業に参加している。石巻文化センターも解体により2階展示場に置いてあった民俗資料等を市内の廃校となった湊第二小学校校舎へ移動した。同市門脇小学校で被災した民俗資料はいったん同市の宮城県慶長使節船ミュージアム「サン・ファン館」に保管されていたが、サン・ファン館の再開により石巻文化センターに今年度移送されたものが再び湊第二小学校へ移動となった。いずれにしても、海水に浸かり汚染し、その後カビが発生するなど、大きなハンディを背負った物であり、それぞれに新たな場所での温湿度管理など保管環境を構築していく必要があり、文化財保存の専門的知識と技術が求められている。

各県史料ネット系の組織が今も作業を行っているのは、主にこれから再建に向かう個人住宅の解体に伴い出てくる資料の救出であるが、それらは必ずしも津波に濡れているわけではないにしても、その量を引き受けるための保管体制を考えていく必要が出てくるはずで、その意味でも少なくとも県内での市町村や博物館・美術館・資料館、さらに大学等を含めた連携体制の中でその問題を共に考えていく方向が求められる。

他方、陸前高田市立広田中学校で被災した絵画作品が平成23年度に全国美術館会議の手によって救出され、その後三重県立美術館へ引き取られて修復が行われ、完了後岩手県の萬鐵五郎美術館に引き取られたケース、石巻文化センターの彫刻作品が東北芸術工科大学文化財保存修復センターでの修復を終え、宮城県美術館に引き取られたケースなど、1年目の救出活動を経て2年目に構成団体等の手によって修復の段階を迎え、さらに新たな一時保管場所を得たものも多くあった。

4. 経費

救援委員会による文化財レスキュー事業の継続実施が議論された平成23年暮れから24年のはじめにかけて、事務局は文化財レスキュー事業開始以来の懸案であった経費をどこから捻出するのか、という問いかけを文化庁美術学芸課に対して行い続けていた。文化庁長官が国民に呼びかけて集められた募金・義援金を基本の資金とするというのが本事業の構想であるが、実際には委員会構成団体の多く

は自己資金の持ち出しによって初期の活動を展開した。事務局としても、緊急避難とその後の修理に充てられるとされた募金・義援金については、当初その集まり具合が読めなかったということもあって、当面ここからレスキュー参加者の旅費は出さないという方針を立てざるを得なかった。このため、自己資金の捻出できる団体は被災地への人員派遣を行ったが、そうでない団体は人員派遣ができない状態が続いた。平成23年8月になってようやく文化庁による委託事業が開始され、これによって全ての人員について派遣費用を救援委員会が負担することとなった。

この間、ほんらい募金・義援金から旅費を出さないという原則はない、という指摘が再三文化庁美術学芸課からもなされた。資金の窓口となった公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団もまた、この点について何ら制約を設けることはなかった。しかし募金・義援金の趣旨は被災文化財の「緊急避難」と「修理」であるとされ、委員会が「緊急避難」を、財団が「修理」を担当するという作業の分担もあり、事務局としては「緊急避難」であまり経費を使い過ぎてはならない、と考えた。このため、1年目においては募金・義援金から旅費を出さないという原則を堅持した。

本報告書に寄せられた同財団の報告に明らかなように、募金・義援金は1年目に合計2億7千500万円を集めたものの、2年目は3千500万円に止まった。合計3億2千万円に対して、救援委員会は物資の調達、燻蒸・運送等の役務行為の経費として同財団から1年目4千万円、2年目2千万円、合計6千万円の助成を受けた。一方、財団も予定どおり2年目には被災文化財復旧支援事業（文化財保存修復助成）として総額1億2千万円の助成を行った。被災文化財の修復助成支援は5年間に及ぶとされており、今後の継続的な資金調達が課題となるはずである。この他同財団は、文化財レスキュー事業と並行して実施されている東日本大震災被災文化財建造物復旧支援事業（文化財ドクター派遣事業）に平成24年度600万円の助成を行っている。また、3億2千万円の中には無形文化財（民俗芸能）の復興のために、と使用の目的が明確になっているものも含まれる。1年目に救援委員会の活動として現地での作業に参加した人数は延べ5,600人を超えている。文化庁が委託事業として8月から支出した資金は3月までに2,900万円になったが、この経費が出るまでに各団体が派遣した人員の経費は約4,000万円と概算されており（未統計）、これらを見れば、救援委員会が人員の派遣費用を助成金から支出しなかったことは結果的にも適切な判断であったと

すべきである。

しかしながら、2年目の継続実施を議論する過程で明らかになったことは、文化庁として2年目については委員会に対する委託事業を実施することはできず、再び募金・義援金と各団体の持ち出しに期待せざるを得ない、ということであった。このため募金・義援金からの派遣費用負担については、2年目に入っても常に議論をしつつ事業を進行させた。

すでに述べたように、1年目に集中して実施した緊急避難作業によって、膨大な量の文化財資料が救出されたが、被災した所蔵者の復興の道りが長期にわたると予想される中、廃校の教室などに臨時的施設を作ってそれら保管することや、初期段階の応急処置から次の本格的な修復処置を進めるための費用が各県においても必要とされた。もちろん、福島県警戒区域に取り残された文化財資料の救出が2年目の重要な課題となることも明らかであったので、そのための人員派遣費用を含めた経費の問題を解決しなければならなかった。

これらについてかかる経費を文化庁はどのように考えるのか、という問いに対して、文化庁美術学芸課は事務局との事前打ち合わせの場でも、全体会合の公式の場でも、従来通常予算（文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業）の中にある「ミュージアム活性化事業」の活用、または平成24年度から新規実施される「被災ミュージアム再興事業補助金」によってこれに対応できる、という考えを示した。

今回の震災を承けて実施されることになった被災ミュージアム再興事業に関しては、平成24年度において文化庁は5億円を用意した。通常補助金事業は補助対象経費の50%補助するものであるが、本事業に関しては残りの50%を震災復興特別交付税によって措置されるため、満額の10億円という規模になる。ただし、文化庁分は通常の精算払いではなく、事業開始時に支給される概算払いとするが、震災復興特別交付税は精算払いとなるため、補助を受ける各県においては震災復興特別交付税分を立て替えるための予算措置をしなければならない。そもそも本事業は新規事業であるため、平成24年度については4月の公募開始となり、宮城・岩手・福島3県が応募して、宮城は6月15日、岩手は7月17日、福島は7月2日に交付決定がなされた。それを承けて各県における予算措置と段階を踏んだ結果、宮城は6月下旬、岩手が7月下旬に予算の執行を開始したが、福島では事業開始が10月以降に

ずれ込み、文化庁美術学芸課が言った予算措置は、実質半年間動かないものとなった。

このこと自体、秋以降、配分された巨額の補助金を半年でどうやって使い切るかという作業のために各県・市町村担当者に大変な苦勞を強いるということになるのであるが、文化財レスキュー事業としても各県での予算措置とそれをもとにした独自の活動に期待したこともあって、救援委員会による文化財レスキュー作業は、自己資金により動いた数団体を除くと、4月から夏までの間、ほとんど実施されることはなかった。

一方、被災ミュージアム再興事業はその要項に謳うように、事業の対象を、

- 1) 被災した博物館資料を修理するための事業
- 2) 修理した資料の整理・データベース化を行う事業
- 3) 応急措置を施した資料を収蔵する場所を確保する事業
- 4) 博物館の復興に向けた事業
- 5) 被災した博物館の資料を活用した展覧会を開催する事業
- 6) その他、被災した博物館の復興に資する事業

としており、実際には文化財の緊急避難そのものをここで読むことにも困難があり、当初の文化庁の語り方に「文化財レスキュー事業継続のための文化庁としての予算措置」と聞こえる部分があったことは確かなのだが、その経費をどのように救出活動に応用するかということで、地元の担当者はそれぞれに苦勞をした。例えば、福島県警戒区域からの文化財資料救出作業に関しては、実際には県教委と救援委員会、当該各町の連携によって準備・実施されたにもかかわらず、経費負担の区分においては、やはり救援委員会が力を振るわなければ作業を前へ進めることができなかった。

なお、被災ミュージアム再興事業は平成25年度分については早くも24年7月に各県に対して要求額の提示が求められている。

5. 事務局の体制

2年目の事務局は、東文研単独から東京国立博物館（以下、東博）との共同運営となった。すでに1年目においても、5月のゴールデンウィーク明けの頃から隣接する東博からの助言や作業協力が行われていたが、2年目はその体制をより強固なものとするため、両者がともに事務局を担当す

ることとした。また、文化庁との連携をより緊密なものとするため、文化庁美術学芸課に対して、事務局担当として日常の作業に参加する人員の配置を求めた。新しい体制は以下ようになった。

委員長 亀井伸雄（東文研所長）
副委員長 島谷弘幸（東博副館長）
事務局長 岡田健（東文研）、伊藤嘉章（東博）

統括チーム：

- 1) 各団体、被災各県等との連携
- 2) 作業の調整
岡田健（東文研）、伊藤嘉章（東博）《全体統括》
神庭信幸（東博）、山梨絵美子（東文研）《統括補佐》
宇田川滋正（文化庁）、和田浩（東博）《調整実務》
安孫子卓史（東文研）《広報》
六川真五（東文研）《事務総括》

物資調達チーム：

- 1) 物資の購入、調達
朽津信明（東文研）《統括》

情報チーム：

- 1) 各種情報の収集と分析
- 2) 日報管理
- 3) その他書類等資料の管理
二神葉子（東文研）、木川りか（東文研）《統括》
森井順之（東文研）《保存情報担当》
早川典子（東文研）《修復情報担当》
白井克也（東博）、今石みぎわ（東文研）《地域情報担当》
江村知子（東文研）、皿井舞（東文研）、今石、二神《日報担当》
田良島哲（東博）《資料管理》
豊島直博（文化庁）《連絡調整》

財務管理チーム：

- 1) 会計実務
- 2) 契約等
菅原康宏（機構本部）《統括》
渡辺重夫（東博）、鈴木貴博（東博）《会計管理》
高砂健介（東文研）《契約等》

各県担当リーダー：

- 1) 宮城県 飯島満（東文研）、綿田稔（東文研）、塩谷純（東文研）
- 2) 岩手県 神庭信幸（東博）、吉田直人（東文研）

- 3) 茨城県 早川泰弘（東文研）
4) 福島県 山内和也（東文研）、佐野千絵（東文研）
本報告書では各担当からの報告を掲載している。

6. 活動

6.1 各県での活動

すでに述べた通り、1年目に救出された文化財資料は応急処置から安定保管の段階へ進みつつあり、県内連携体制の構築、被災ミュージアム再興事業による資金調達などによって、救援委員会の参加がなくても独自の活動が展開されるようになってきた。他方、救援委員会構成団体においても1年目のような緊急対応の経費調達による直接的な救出活動実施ではなく、通常の研究経費による被災地との連携（共同研究・展覧会等）を図ることが多くなった。したがって、本年度の活動報告は文化財レスキュー事業というよりも、「その後」の作業と言うべきものが多くなっている。各県および委員会構成各団体の活動については、それぞれに報告していただくこととする。

ここでは、救援委員会事務局として関与した事柄について述べることにする。

6.1.1 宮城県

宮城県においては、平成23年7月に常駐体制を解除した仙台市博物館の救援委員会現地本部の機能を引継ぎ、県内の関係団体の連携により文化財レスキュー活動を継続実施する体制として、宮城県被災文化財等保全連絡会議が設置されたことにより、基本的に作業の全般をこの保全連絡会議がリードする状態になった。

平成23年度活動報告書に所載の宮城県文化財レスキュー進行状況一覧表には、合計58カ所の博物館・資料館等施設、個人住宅等が載っていたが、残された案件として仙台市青葉城址所在の昭忠碑（明治35年鑄造の日清戦争戦勝記念ブロンズ像）や、栗原市所在の栗原市仏像、東松島市所在の薬師堂仏像などの移動・応急処置作業等が実施され、救援委員会としても人員派遣・経費負担を行った。

また、東北芸術工科大学（山形市）で修復処置後保管されていた石巻文化センター所蔵の美術作品が宮城県美術館への寄託となって移送され、そのうち高橋英吉の彫刻作品が展示されたほか、奈文研が保全処置を行っていた水損資料が年度末の3月に宮城県教育庁文化財保護課分室（旧宮城県公文書館）へ返却されるなど、県外に出ていた文化

財資料が戻りつつある。

一方、沿岸部において津波被害を受けているにもかかわらずこれまでリストに載ることのなかった案件が見つかるケースもあった。また内陸部の津波被害を受けていない地域において、資料館等が被害を受けたものについては、被災ミュージアム再興事業の枠組みにおいて対応したとのことであるが、これらについても県教委及び保全連絡会議と地元教委との連携によって作業が進められた。保全連絡会議からは全体会議及び幹事会、個別の作業や現在検討中の課題について常に委員会事務局との情報共有を図る体制が取られた。

石巻文化センターの解体に伴い、同センター2階で保管されていた民俗資料等が新たな保管場所となる石巻市立湊第二小学校校舎へ移動したほか、県内の各所が引き受けている一時保管に関してはまだまだ今後の課題が残されており、救援委員会を構成した各団体が、それぞれの関わりにおいてその課題をフォローしていく必要がある。

宮城県では救援委員会構成団体の一つである宮城資料ネットが引き続き活発な活動を続けている。同ネットワークの活動は、宮城県が持つ救援要請リスト（レスキュー進行状況一覧表）とは別の枠組みで行われるため、救出した資料のリストは別に存在するが、個人住宅の解体・建て直しはむしろこれからであるとも言われ、同ネットワークによる息の長い活動はまことに貴重なものである。

6.1.2 岩手県

岩手県においては、被災文化財の救出活動は1年目にほぼ終えられていて、2年目はそれらの安定的保管のための処理作業が行われた。このため、作業は基本的にほとんど被災ミュージアム再興事業の枠組みにおいて実施されたもので、直接委員会事務局が関与した作業案件はなかった。

2年目に注目された事柄としては、そもそも「文化財レスキュー事業が行われていることを長く知らなかった」という声があがったことである。それは某所で開催されたシンポジウムの会場での発言であったということであるが、平成23年度救援委員会活動報告書の存在を知り、それではじめて救援委員会による文化財レスキューが行われたことを知ったという電話が事務局に届いたこともあった。

平成25年2月17日付けの読売新聞（全国版）には「文化財救出事業伝えず一岩手県教委、被災市町村に」という見出しの記事が掲載され、県教委としても対応に逐われた模様である。記事は、文化庁が平成23年3月30日付け

で出した通知「東北地方太平洋沖地震によって被災した文化財等の救援について（依頼）」が県内各市町村に届いていなかった。それが届いていればもっと早くに被災文化財の救出ができた、とする声をとり上げたものである。

当時の岩手県教育委員会の状況を救援委員会事務局としてはもちろん簡単に解説できない。仙台市博物館に現地本部設置を決めて一応の全県体制を作り4月下旬になってようやく県教委、石巻市教委とともに救援委員会が石巻市文化センターの瓦礫撤去作業を始めた宮城県に比べれば、岩手県陸前高田市博物館・海と貝のミュージアムにおいては、すでに4月初めに県立博物館をはじめとする県内各団体の協力によるレスキュー活動が開始されており、何をもって早かったとするかは、評価が分かれるに違いなく、これらの事については個別の、冷静な検証が必要である。一方その陸前高田市博物館において美術作品約130点だけが2階に取り残され、7月になってようやく救援委員会のレスキュー活動としてすでにカビだらけの美術作品の搬出作業が実施されたのは、岩手県における連携のあり方がそのような事象を生んだことを物語っている。

他方、申請の通り被災ミュージアム再興事業補助金が付いたものの、被災博物館においては一人の学芸員がかつて扱ったことのない巨額の経費を半年で使い切らなければならない、という苦しい事態も発生している。

6.1.3 福島県

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴って発生した地域住民全員の避難という事態を承け、2年目にその警戒区域からの文化財資料救出を実現した。震災第1年目から振り返れば、救援委員会の活動は試行錯誤の連続であったが、経験としては極めて貴重なものであり、その経緯や活動実施のために用意した資料・書類等について、詳細に記録しておくこととする。

平成24年3月19日の第4回委員会会合において、福島県から警戒区域内の4町（双葉町・富岡町・大熊町・楡葉町）の合計5つの資料館・収蔵施設からの文化財資料救出に関する要請が出された。要請に付された情報は以下の通りである：

- ・双葉町歴史民俗資料館（双葉町：警戒区域内）
（状況）空調が効かないため、カビの繁殖の懸念がある。
（レスキュー対象）鳥獣類剥製、掛け軸、着物、甲冑、馬具、屏風、カメラ、緞子
- ・富岡町歴史民俗資料館（富岡町：警戒区域内）

（状況）空調が効かず、屋根から雨漏りがしているため、カビの繁殖の懸念がある。

（レスキュー対象）古文書、民俗資料

- ・大熊町民俗伝承館（大熊町：警戒区域内）

（状況）空調が効かず、カビの繁殖の懸念がある。

（レスキュー対象）古文書、民俗資料

- ・楡葉町歴史資料館（楡葉町：警戒区域内）

（状況）通電しており、空調が効いているが、カビの心配が残る。

（レスキュー対象）古文書、重要文化財「磐城楡葉天神原遺跡出土品」の特別収蔵庫への移動

- ・楡葉町文化財収蔵庫（楡葉町：警戒区域内）

（状況）石倉が2棟あり、倒壊した石倉には主に民俗資料・発掘調査報告書が収蔵されていた。倒壊していない石倉に出土品が収蔵されているが、手前の倒壊した石倉を撤去しないと中へ入ることができない。

これまで、福島県の報告は重要文化財を収蔵する楡葉町歴史資料館に偏る傾向があった。しかし、3月の時点で楡葉町は近々他町に先駆けて警戒区域解除となることが決まっていたため、ここでようやく、それ以外の町の状況を確認し、委員会へ報告することになってきた。

1) 福島県警戒区域における救援活動実施までの経緯

a) 平成23年度の救援委員会の対応

平成23年度の救援委員会の対応については、23年度報告書に詳細に報告してある。1年目の救援委員会としては、

- ・文化財が放射能に被ばくする、或いはその区域に取り残された、ということの理解
- ・任意団体としての限界

について検討と議論を重ねつつ、警戒区域の外にある須賀川市埋蔵文化財収蔵庫でのレスキュー活動を実施して、施設、周辺土壌、文化財資料の放射線量の計測方法を検証するとともに、各種法規に照らした上での活動実施について、その可能性を検討した。須賀川市の作業に放射能の専門家に参加を求め、専門家会議を開催してその意見を聞くなどの準備作業を進め、最終的に、任意団体としての救援委員会は、現状において構成団体所属の専門家に警戒区域へのレスキュー出動を求めるのは困難である、との結論に達したものである。

b) 救援委員会設置期間延長と福島県警戒区域における文化財救出活動

しかし、結果的には福島県警戒区域の文化財が手つかずのままであるということが、救援委員会設置期間延長の、最大の理由となった。

このため、事務局は新年度になってから活動開始の時期を計っていたが、福島県から文化庁への被災ミュージアム再興事業補助金への申請作業に時間を要したため、それが終わる5月上旬過ぎまで待って、ようやく作業を開始した。この作業には福島県出身の山内和也東京文化財研究所文化遺産国際協力センター室長と放射線取扱主任者有資格者である佐野千絵同保存修復科学センター室長を担当として充てた。山内室長は県内諸団体の連携調整を図るとともに、作業実施に向けての物資の調達、保管場所等の確保などを進めた。佐野室長は文化財保存科学と放射線の専門家として情報の収集、各種マニュアルの準備、放射線測定時の記録用紙作成、一時保管場所の保管環境整備に関するアドバイスなどを担当した。さらに山梨絵美子同企画情報部副部長、伊藤嘉章東京国立博物館学芸研究部長（事務局長）が加わり、8月以降実施された警戒区域文化財資料搬出作業の陣頭に立った。

2) 救援活動実施とその成果

a) 準備作業（平成24年5月～7月）

この期間、県教委との連携のもと、各町教委、県文化振興事業団（平成24年10月に県文化振興財団へ組織・名称変更）、県立博物館等との連絡協議を行い、活動実施のための準備作業を行った。

その作業において集めるべき情報、考えるべき事項は以下の4点であった：

- ・何を救出するのか
- ・警戒区域内の実態はどうなっているのか
- ・何ができて、何ができないのか
- ・それをどうやって解決するか

県教委も被災ミュージアム再興事業補助金の申請計画策定に合わせて、この経費を使って中期的な保管施設を県内白河市に所在する福島県文化財センター・白河館（通称まほろん）（以下、まほろん）に建設すること、その前段階として搬出直後の文化財を相馬市所在の旧県立相馬女子高校の廃校教室に仮保管し、そこでクリーニング等の応急処置を施すなどの具体的な構想を作りつつあった。

5月23日、24日、救援委員会事務局から岡田、山内、

佐野の3名が福島へ出張し、県教委荒木隆主査の案内でまほろんと旧相馬女子高校を見た。しかしこの時はまだ、両者とも計画中の段階であり、まほろんでは警戒区域内から搬出されてきた大量の文化財資料の放射線量に対する周辺住民の不安を心配する意見を聞いた。また、旧相馬女子高校は県立であるため、県教委が決定する権限をもっており、校舎自体は隣接する県立相馬高等学校が鍵の管理をしていたが、所在の相馬市への連絡はこれからで、まほろんでの話し合いの後であっただけに、我々も周辺住民の反応について関心をもって現地を訪れた。持ち出される文化財資料の放射線量がどうなのか。結局この点に問題が絞られることは明らかだった。

その他にも以下の問題点が浮かび上がった：

- ・警戒区域への出入りは南側の双葉郡楡葉町と北側の南相馬市の2カ所であったが、県庁所在地の福島市からより近い（とは言っても山間部の国道を車で1時間半も走る）相馬市に仮保管場所を確保したものの、相馬市には今後レスキュー活動でやってくる人員が宿泊する施設がほとんどなく、救援委員会として付近に常駐の体制を検討したが、実現が困難であることが分かった。
- ・それは同時に、整理作業や応急処置作業のための人員の確保に課題があるという意味でもある。
- ・旧相馬女子高校は、廃校になってから時間が経っており、教室内部の傷みが顕著であることと、大きなガラス窓を塞いで直射日光を遮り、温湿度変化を抑制するための断熱の造作が全面的に必要である。

この段階で、当然ホテルの数もたくさんあるいわき市に仮保管場所を探すという選択肢はあった。しかし旧相馬女子高校ほどのスペースは見つからず、結局、作業者の宿泊、梱包資材や車輛の保管の利便性から、作業は毎回いわき市を出発点にして警戒区域の南側から各町へ入り、再度宿泊する場合はいわき市へ戻り、搬出の場合はそのまま南相馬市へ抜ける、という基本ルートが決まった。

なお、この計画段階で県教委は被災ミュージアム再興事業によりまほろんにプレハブ8棟を建て、旧相馬女子高校にも8教室を確保して、これを平行移動させる、という構想を持っていた。しかし、これはその後、文化財の保管施設として必要とされる仕様では経費的に8棟の建設は無理であることが分かり、2棟の建設へと変更されている。

b) 警戒区域各町の状況把握

作業開始の前提として、警戒区域の各町についての状況を把握する必要があった。その主な内容は以下の通りである：

- ・作業施設の概要
- ・救出対象となる文化財の種類と数
- ・現状の放射線量
- ・町の意向

県教委として救出の対象に挙げたのは大熊町、双葉町、富岡町の3町に所在する町立資料館であった。県教委と文化庁が早くから関心を持ち、すでに現地への立ち入り調査を実施していた国の重要文化財である天神原遺跡出土品を保有する楢葉町の資料館については、もともと同町役場が警戒区域内における除染作業の基地となって隣接する資料館にも電気が来ており、一応機械空調ができていたことと、楢葉町がまもなく警戒区域を解除されるという見通しが立っていたため、特に文化財資料を運び出す考えがないことが示されていた。

これらとは別に同じく警戒区域に入る浪江町は、町立の資料館がなく、町役場の倉庫に若干の資料があり、一時帰宅者がある際自宅から町役場へ持ち込むものが時々あるものの、やはりまとまったコレクションとなっていないため、救援委員会によるレスキューを必要としない旨の回答を得ていた。

現状の放射線量については、前年12月、早くに国史跡清戸迫横穴（装飾古墳）の現状確認のために双葉町へ入った県教委・文化庁の担当者によるレポートによって同町歴史民俗資料館内部の空間放射線量が報告され、 $0.2 \mu\text{Sv/h}$ 程度であるということが知らされていた。

ここで肝心なことは、各町の意向である。旧相馬女子高校の環境は、電源が断たれ空調の機能を失っているとは言えほんらい文化財資料の展示・収蔵管理施設として建設され地震によっても建築そのものに大きな被害のない各町の資料館に比べるまでもなく劣っている。それでも各町からの搬出を実施するのか。この点について、地元の意向を知る必要があった。各町とも、住民全員が分散避難しているが、住民が戻り、地域の生活が復興するにはまだ相当の年月を要すると想定される。そしてかつての資料館担当、文化財担当も現在は直接その業務を担当しているのではなく、避難所の対応等の任務に就いている。そのような状況では、むしろ、県や救援委員会の動きによって救出実施に向けての後押しをするということが必要だった。

6月、救援委員会事務局に一つの情報がもたらされた。それは、双葉町が4月上旬に独自のネットワークによって栃木県、茨城県、福島県の複数の博物館関係者の協力を得て同町の歴史民俗資料館へ入り、所蔵する剥製標本を梱包し、5月下旬にはその一部を栃木県的那須野が原博物館に移送し、一時保管の手続きを行った、というものである。救援委員会や県教委が動かなくても所蔵者である町が動けば、作業は行われる、という当たり前の事実が私たちの眼前に突きつけられた。そして、今回はカビの発生などが心配される剥製標本を対象とした緊急の行動であったとはいえ、町がいかに文化財資料の搬出を切望しているかということ、私たちに知らせるのに十分な情報であった。これによって、まさに背中を押されるように事務局の準備作業に拍車がかかったことは言うまでもない。その後、各町との連絡を取り、救援委員会が県教委との連携のもと警戒区域からの文化財資料救出作業を行うことを伝え、単独の行動については抑えてもらうことになった。

c) レスキュー手順

- ・警戒区域内資料館等施設から旧相馬女子高校へ、という順序の確定と環境整備

[梱包作業と搬出作業]

すでに述べたように、警戒区域内に所在する大熊町、双葉町、富岡町の3町の文化財資料は、それぞれに放射線量を計って救援委員会と県教委が設定した基準値を下回る物についてのみ梱包し、搬出することになった。ただし、相馬市側に十分な宿泊施設を確保できないのと、また作業者の被ばく線量を考慮して、毎回2日間（いわき市に宿泊して）放射線量測定と梱包作業に入り、さらに各町教育委員会担当者の被ばく線量を考慮して各町での作業を3週間に1回とした結果、これを3回ほど繰り返した後に、まとめて一挙に（相馬市へ）運び出す、ということにした。

[車輛の確保]

この作業に対して、警戒区域内へ運送業者の車輛を入れることはできないため、梱包用資材及び文化財資料の運送に用いる車輛の確保が課題となった。救援委員会からは宮城県現地本部設置以来奈文研が提供してきた同研究所所有の4t車（飛鳥号）、キャラバンがそれぞれ宮城県から回送されて福島県庁駐車場へ配置され、さらに東文研の乗用車1台を福島へ運んだ。また、双葉町と富岡町がそれぞれ保有する学校給食用の運搬車を利用することが可能となった。3町がともに隣接していることもあり、作業日を

合わせることによってこれらの車輛を互いに融通し、共同で作業を実施することとなった。

〔旧県立相馬女子高等学校校舎の整備〕

旧県立相馬女子高等学校校舎は 2003 年に男女共学の県立相馬東高等学校へ校名改称し、翌年別の場所に移り、以来そのまま残っていたもので、県教委の手配により今回その 2 階、3 階部分の 8 教室を使用することになった。通常は隣接の県立相馬高等学校が鍵の管理をしている。

使用する教室は床面がコンクリートで、いずれも窓を大きく取っており、一部に上層階からの漏水も見られた。これらの環境管理については、福島県立博物館の保存担当松田隆嗣、杉崎佐保恵両氏が中心となり、東文研佐野室長の意見も入れて改善が図られた。特に窓に対しては紫外線だけでなく温度変化への対応のため発泡材の板と段ボール製の板を貼り付ける工事を行った。また古いコンクリート建物から発生するガスについての計測も行った。警戒区域からの搬出作業が夏以降になることから、除湿装置を各室に設置した。当然、外されていた各室の電灯、除湿装置を作動させるための電気の復旧が必要であった。

当初の見積では、3 町から搬出された資料は床においてもちょうどという分量とされていたが、東博が表慶館及び黒田記念館で使用していた大量のスチール製棚を廃棄することになり、それらを福島県へ提供することとし、旧相馬女子高校へ運び各室内に組み立てた。

〔救援委員会から参加する作業者〕

作業者としては、救援委員会全体への提案は全体会合の開催を待たなければできないため、まず事務局である東文研と東博が人員を派遣することについて考えた。議論の結果、現在の両施設職員の年齢構成等から、i) 男女を問わないが、ii) 50 歳以上の常勤職員であること、そして iii) 志願、を原則とした。

後に述べるように、少なくとも今回警戒区域内で実施した一連の作業については、放射能汚染の区域において実施する作業としては放射線量の規定に触れるものではない。それでも 50 歳以上の志願としたのは、家族等の不安を考慮したからであった。しかし、大熊町や富岡町の文化財担当者はいずれも 30 歳代であり、その人たちの先導によって警戒区域へ入るわけであるから、50 歳代という年齢制限を設けたことは、申し訳のないことであった。

福島側からは 3 町の担当者の他、県教委職員、県立博物館職員が作業に参加した。結局、救援委員会においては一定の安全性の判断のもと、資料館での作業に関して人員

を派遣することになったが、福島県内ではふくしま史料ネットを構成する文化振興財団所属の職員、大学職員等が警戒区域立ち入りについての決断をし切れず、彼らはいずれも旧相馬女子高校で救出文化財の到着を待ち、教室への配架とその後の応急処置に人員を配置することになった。

・まほろんへの搬入計画＝被災ミュージアム再興事業

旧県立相馬女子高校での受け入れから応急処置作業、さらにまほろんへの移送と管理に関しては、福島県が助成申請し獲得した被災ミュージアム再興事業補助金によって実施される。原則的には我々の文化財レスキュー事業とは区別されるが、まほろんに建設するプレハブ施設の仕様に関しては県の営繕担当から佐野室長へ照会があり、これに答えた。

・楡葉町南保育所(資材一時保管所)、いわき市立美術館(駐車場)への協力依頼

警戒区域からの文化財資料搬出作業にとって、梱包資材等をどのようにして警戒区域内へ運び入れるかということが大きな課題となった。それは宮城県現地本部としての仙台市博物館のような施設を確保することが最善の方法であったが、半円形の警戒区域の外側どこからでも入ることができるというのではなく、南北各一カ所という不便な状態があった。検討の結果、福島県庁の別庁舎に倉庫代わりの一室を確保し、ここから作業直前に奈文研車輛に物資を積んでいわき市へ回り、4 t 車に関しては救援委員会から個別に協力を要請したいわき市立美術館の駐車場をお借りして車輛を止め、キャラバンはホテルに停める、という方式を採った。

しかし、8 月 10 日に楡葉町の立ち入り禁止が解除されるに至り、楡葉町教育委員会の申し出により、住民避難が実質続いて使用されなくなっている同町公民館分館(南保育所と併設)が提供されることとなり、今回救援委員会で購入した通い箱、綿布団、タイベックススーツ、マスク、手袋、足袋等の全ての資材をそこに置くことになった。作業実施時には、毎回まずこの施設に立ち寄り、梱包資材の積み込み、タイベックススーツ等の着用を行うことになった。現場への至近距離にあり、この場所を確保できたことは作業において大変に有利な条件をもたらした。この公民館の開け閉めに関しては、毎回いわき市内の楡葉町教育委員会臨時庁舎へ鍵を拝借に行く、という作業が加わった。

d) 放射能汚染区域における作業実施のためのマニュアル作り

平成23年に実施した須賀川市埋蔵文化財収蔵庫での作業以来、放射能汚染区域における作業実施に向けて、佐野室長を中心に丹念な情報収集と分析を行った。

・放射線汚染区域における作業者の健康管理に関する規定と考え方

まず、放射能汚染区域での作業従事に関しては、闇雲に放射能の恐怖や安全性の議論を行うのではなく、労働安全衛生法及び同施行令の規定に基づき、電離放射線の危険から労働者をまもるための安全基準を定めた「電離放射線障害防止規則（電離則）」を参照することから始めている。

これは、労働者の電離放射線防止の安全基準を定めたもので、電離放射線の定義、線量の限度、被ばくの限度などを定めた従来の規則である。福島県に警戒区域が設定され、その地域での文化財レスキュー活動実施の可能性を考えるに当たっても、初めはこの規則の存在を念頭に置くしかなく、どちらかと言えば雇用者側の管理責任の重さに注意が向いて、任意団体としての救援委員会が派遣依頼を出すという状況では、規定に定める作業者の健康管理についての責任を負えない、という判断が強く出た結果、「当面警戒区域内へは救援委員会として人員の派遣はできない」という結論に至った。これが平成23年12月12日第3回救援委員会全体会合での了解事項であった。

しかし、実際の警戒区域内では原子力発電所の事故現場以外にも多くの、いわゆる除染活動を行う作業現場とそれ以外の復興作業を行う現場とがあり、厚生労働省によってその現実に即した規則の設置が図られた。すなわち、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務に係る電離放射線障害防止規則（除染電離則）」（平成23年12月22日厚生労働省令第152号、平成24年1月1日施行、同年7月1日改正施行）は、適用される業務を特定の線量下で除染等の業務を行う「除染等業務」と一定の線量を超える地域の「除染以外の業務（特定線量下業務）」に分けている。

まず、文化財レスキュー活動はその内容において「除染以外の業務」に該当することは間違いない。しかし規則が定める「一定の線量」は $2.5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を超える、というものである。他方、その後各町からもたらされる情報でも、それぞれの資料館内における放射線量は、 $0.2 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 程度であるということが知らされていた。このため、規定が言う「一定の線量を超える地域」の「除染以外の業務」

にも該当しないものであることが分かってきた。これは、厚生労働省が定める「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成24年6月15日付け基発0615第6号）によっても「留意事項」として明記されているところである。もちろん、資料館の外部ではいまだに高い放射線量が観測されているが、ガイドラインは車輛による単なる通行時における高放射線量は作業環境下の放射線量とカウントしないこととしている。

だからと言って警戒区域内が「安全」というわけではない。事務局としては、i) 累積線量が $1\text{mSv}/\text{年}$ を超えると想定される作業者にはそれ以上の業務命令を発しない。ii) 室内の放射線量が $2.5 \mu\text{Sv}$ を超える場合には、作業を中止する。などのマニュアルを定めることにした。さらに、立ち入りを警戒する区域というのは、福島第一原発において、再び不測の事態が起きる可能性があることも想定し設定されているはずである。万一、警戒区域内での文化財レスキュー作業中にそのような事態が起きた時、派遣した人員が被ばくをするか資料館内部等で孤立することも可能性としてはあり、実際しばしば事故の報告がなされていることもあって、当然ながら、私たちは人員の派遣についての楽観は許されないものと考えた。年齢制限の最大の根拠はそこにあった。

・警戒区域からの持ち出す文化財資料の放射線量についての考え方

まほろんで懸念が表明された、持ち出された文化財資料の放射線量に対する周辺住民の反応について、事務局としても県教委と共に注意深く対応しなければならなかった。そのため、正確な根拠をもって説明できるようにすることを考えた。

まず、「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成12年10月23日科学技術庁告示第5号）別表第3」は、放射線施設内の人が常時立ち入る場所における物の表面の放射性同位元素の密度限度を α 線放出核種に対して $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ 、 α 線を放出しない核種に対して $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ と定めている。そして、管理区域外への持ち出し物品等の表面の放射線の密度限度は表面密度限度の10分の1を超えないように定めている。このため、 α 線を放出しない核種に対する $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ を最大と考えると、 $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ の10分の1は $4\text{Bq}/\text{cm}^2$ となる。これを資料表面の放射性物質汚染量を測定するために用いる放射線測定装置GMサーベイメーターの単位cpmに換算すると約1,300cpmと概算される。

この1,300cpmという数値は、したがって日本国内での通常の環境において移動・存在することが許容される放射線量値の限界であるが、福島県では震災後、警戒区域内から圏外へ避難する住民に対して自宅等から運び出す物品の放射線量を13,000cpmまでとする、という特別措置が取られていた。私たちの作業においては、現在福島県で許容されている数値に抛らず、ほんらいの規制数値内にあるもののみを搬出作業の対象とすると決心したものである。もちろんそこには、直前に警戒区域内資料館へ立ち入り調査を実施した福島県教委文化財課による測定値が、100～200cpm程度でしかなかった、という情報も重要な役割を果たしている。

実際の現場作業においては、一つの文化財資料に対してGMサーベイメーターを用いて、時定数10秒で30秒ごとに計3回の数値を記録することとした。

また、文化財そのものの表面放射線量とはいえ、実際には計測する周辺環境の放射線量が大きく影響する。すなわち、周辺環境自体が放射線量を持っていて、これをバックグラウンドと呼ぶが、原子力発電所の爆発により建物外部に放射能汚染がある場合にはガラス張りの部屋で放射線量を測ると、ガラスを通して高い数値を検出してしまう。このため、資料館内部における計測にあたっては、なるべく外の影響を受けない厚いコンクリートに囲まれた部屋へ移動して行く、などの注意を払った。

計測した数値は、今回作成した「持ち出し資料添付カード」(資料9)に書き込み、資料に付し、また同時に「持ち出し時線量記録簿」(資料10)に資料管理番号と共に数値を記録した。これは後に現場へノートパソコンを持参し、現場でパソコンを用いて記入していく方法も併用した。

※ここで放射線量の単位は以下のように区別される。

・Sv(シーベルト)：放射線が人体に与える影響を示す線量当量の単位。 μ (マイクロ)Sv/hは1時間あたりに浴びる放射線の量。 μ は 10^{-6} を、m(ミリ)は 10^{-3} を表す。

・cpm(count per minute)：表面汚染測定器で用いられる単位。1分間あたりの放射線の数。人体への影響は考慮されていない。

・Bq(ベクレル)：1秒間に原子核が崩壊する数を表す単位。Bq/cm²は1cm²当たりのBqの数を示す。

・警戒区域内に入る作業者の安全確保、健康管理のための対策

もちろん、放射線量の測定の記録の保管は、作業従事者

の安全確保と、健康管理も重要な目的である。

これには、現場到着後直ちに作業場所の空間線量率をシンチレーションサーベイメーターで測るとともに(単位は μ Sv/h)(資料8)、救援委員会からの派遣者については個人の線量管理用放射線計測器として作業員全員にガラスバッジを所持させ、また頻繁に入る作業員には別にポケット線量計を(男性は胸、女性は腹に)装着させた。個人線量は累積値を出して、救援委員会事務局として管理すると共に作業員本人と所属先へ連絡した。もちろん、各町、県教委・県立博物館からの作業員についてもそれぞれ同様の措置が取られている。なお、救援委員会からの派遣者については、被ばくによる健康被害を極力防ぐため、代謝サイクルを考慮し、原則として同一者が2週連続して警戒区域内へ赴くことを避けるようにした。

行政的にも警戒区域への立ち入り者に対しては高い放射線量を帯びた物が圏外へ持ち出されることを監視する必要があり、使用した車輜と共に作業員の身体及び着用していた衣類・靴に対する放射線量検査(表面汚染検査＝スクリーニング)が行われる。南側のJヴィレッジ(楡葉町所在。平成24年9月以降、ヒト及び車輜のスクリーニングは富岡町毛萱・波倉スクリーニング会場で行われるようになった)、北側の南相馬市相双保健福祉事務所において検査を受けることになっている。

一連の作業に関しては、東文研が作成した「警戒区域内からの資料の搬出作業マニュアルー測定・梱包作業までー」(資料4)を配布し、各工程での作業手順と注意事項を作業員に徹底し、計測器の取扱い方や記録、放射線の基本等についての教育訓練をおこなった。また、これには平成23年度までに救援委員会事務局情報分析班が作成したカビの付いた文化財資料の取り扱いに関する注意(資料6)も参考資料として付けた。津波被害こそないものの、原発事故発生と住民・資料館職員の圏外避難から1年以上を経過して、文化財資料にカビが発生している可能性があり、放射線以外についても通常の文化財と変わらない注意喚起が必要であると判断されたためである。

・警戒区域内での救援委員会活動実施のための人員派遣の手続き

救援委員会構成団体からの作業員派遣については、以下のような手続きが決められた。

- i) 作業日程の決定後、派遣に応じる用意があるとの意思表示があった構成団体への打診と人員の確定をする。

- ii) 救出活動を行う資料館を保有する町から、参加者本人と所属長へ派遣依頼文書を発給する。
- iii) 当該町の教育委員会は、同町（町長）に対して「警戒区域の公益目的の一時立ち入りに関する申請書」を提出する。これには、立ち入り希望日；場所（住所）；一時立ち入りをすることによる公益性（目的）；経路（道路及び出発点・往路検問所通過・復路検問所通過の予定時間）；スクリーニングの場所；立ち入り者全員の氏名（所属、携帯番号等の緊急連絡先）；立ち入り全車輛のデータ（車種・色・ナンバー）；搬出予定物品が明記されている。
- iv) 当該町は申請に対して「公益目的の警戒区域への一時立入について（許可）」を発給し、立ち入り者に関する情報を検問所・スクリーニング場へ連絡。同時に立ち入り車輛すべてについて「公益一時立入車両通行許可証」を発給し、立ち入り時に携行させる。この許可証を携行しない車輛は一律に警戒区域へ立ち入ることができない。
- v) 東文研・東博においては、人員派遣にかかる経費を組織の負担とすることに決めており、それは志願者を派遣する各団体にも基本的に同様に求めるが、その捻出が困難な組織・団体に対しては、短期的に作業の遂行を目指すという趣旨に照らし（これまで派遣旅費を支出してこなかった）文化財保護・芸術研究助成財団の助成金からこれを賄うこととする。ついでには、志願者の所属長から救援委員会委員長宛に派遣旅費の支給についての申請書を提出する。併せて、各志願者からは放射線に関する知識、当該屋内作業場所における放射線の状況、レスキュー実施場所までの移動経路の放射線の状況、放射線に関するリスク情報等を十分に理解した上で、警戒区域内における勤務を行うことについての「同意書」を所属長に出させ、その写しを委員会に提出する。
- e) 警戒区域文化財救出活動における救援委員会と県教育委員会の役割分担

平成24年度から新規で支給される被災ミュージアム再興事業補助金については、福島県は総額1億1千700万円を獲得している。それらは旧相馬女子高校での整理作業、まほろんにおけるプレハブ建設、まほろんでの整理作業、その後の展示公開に使われるもので、（助成金の趣旨が緊急時の救出活動から次の段階へ移行したということであるため）その規定に沿えば、警戒区域内からの文化財資料救

出作業そのものには使うことができない。この区分もあり、同事業補助金から委託事業として作業を引き受ける県文化振興財団の各組織も直接には警戒区域内に入ることができない、という姿勢を堅持した。

しかし、実質の作業指揮はもちろん県教委文化財課が執るのであり、各町、救援委員会事務局との連絡を緊密に取り、実施日程の詳細を決定した。準備段階では荒木隆文化財主査、8月以降の実際の作業実施にあたっては丹野隆明専門文化財主査がそれぞれに懸命の調整を行った。

f) 作業実施（平成24年8月～11月）

大熊・富岡・双葉3町における文化財資料の救出作業は、8月1日、2日の大熊・富岡2町での梱包作業を皮切りに、11月21日までの約3カ月間続けられた。通算12回の警戒区域立ち入り作業に対して、救援委員会からは合計63名が参加した。以下、各町での作業は以下の通り。

〔梱包作業〕

- ・8月1日、2日 大熊町民俗伝承館、富岡町歴史民俗資料館（参加者数：東文研5名、東博1名、県教委文化財課2名、県博2名、町2名）。
- ・8月7日、8日 双葉町歴史民俗資料館（東博3名、県1名、県博2名、町1名）。
- ・8月23日、24日 大熊町（東文研4名、東博1名、県1名、県博2名、町1名）。
- ・8月29日、30日 富岡町（東文研2名、東博1名、日博協2名、県1名、県博2名、町1名）。
- ・9月13日、14日 双葉町（東文研1名、東博2名、国立文化財機構1名、日博協1名、県2名、県博2名、町1名）。
- ・9月20日、21日 大熊町（東博2名、九博1名、日博協2名、県1名、県博2名、町1名）。
- ・9月26日、27日 富岡町（東文研3名、県1名、県博2名、町1名）。
- ・10月3日、4日 双葉町（東文研1名、東博1名、奈文研1名、県4名、町1名）。
- ・10月10日、11日 大熊町（東文研3名、奈文研3名、日博協2名、歴博2名、県1名、県博2名、町1名）。

〔旧相馬女子高校への運び出し〕

- ・9月5日 3町（東文研2名、東博2名、九博1名、国立文化財機構1名、日博協2名、県3名、県博2名、町5名）。
- ・10月24日 3町（東文研2名、東博4名、奈文研2名、文化庁3名、県3名、県博3名、町3名）。

- ・11月21日 大熊・双葉2町（東文研3名、東博1名、県3名、県博3名、町4名）。

各回とも、作業区域内での放射線量に特に異常はなかった。また、救援委員会からの作業者としては12回中6回、合計10日間参加した者が最多参加となったが、累積放射線量に特に問題は生じなかった。

なお、警戒区域外への文化財資料運び出しに先駆ける8月15日、相馬市は「広報」によって旧相馬女子高校校舎に文化財が搬入される旨を市民に伝えている。その際「文化財の放射線量は、移動の際、現場で1点ずつ測定し、安全であることを確認したものだけを移動します。」との注記を付けた。搬出は3回に及び、相当数の文化財が旧相馬女子高校で保管されるようになったが、付近住民から不安の声があがったという情報はない。

3) 救出資料の放射線量管理、資料の状況

3町の資料館は、いずれも海岸から遠く、高台にあったため、津波の被害を受けておらず、施設そのものにも地震による顕著な被害は発生していなかった。しかし、建築のデザインや構造には違いがあり、またそれぞれに収蔵・展示品の数量と内容が異なっている。

a) 各町資料館と救出資料の放射線の実態

施設の構造上、外部に向かってガラス張りが大きい大熊町民俗伝承館は、もともと外部の放射線量が高く、ガラスの破損はなかったものの、その影響は他町に比しても顕著に大きく出ている。同資料館では空間放射線量が（外部） $9.3 \mu\text{Sv}/\text{h}$ （9月21日）、（内部） $0.22 \sim 0.96 \mu\text{Sv}/\text{h}$ を計測し、資料についても139～650cpmとやや高い数値を示した。さらに1点だけ、大型の木桶の内側で局所的に1,900cpmを超える数値を計測した。周囲を観察した結果、木桶上方の換気扇から外気が入った可能性が考えられた。今回のレスキュー活動においてこの1点だけが、放射線量の高さによって現地に残置されることとなった。

この他、双葉町歴史民俗資料館では（外部） $0.6 \mu\text{Sv}/\text{h}$ （8月8日）、（内部） $0.15 \sim 0.23 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、ほとんどの資料100～300cpmを計測、富岡町歴史民俗資料館では（外部） $3.1 \mu\text{Sv}/\text{h}$ （8月30日）、（内部） $0.07 \sim 0.18 \mu\text{Sv}/\text{h}$ 、ほとんどの資料100～200cpmを計測した。

富岡町歴史民俗資料館は、総合施設側の上層部に雨水を貯めてトイレなどの水に使う設備があり、これが破損して施設内に浸水をもたらしたため、板張りの床は膨れ、各所

にカビの発生が見られた。このカビは資料館施設の廊下天井にまで発育していて、放射線とは別の文化財劣化要因が存在していた。

b) バックグラウンドの放射線量

すでに述べたように、文化財資料単体の放射線量は、その場の放射線量の影響を受ける。一時搬出先となる旧相馬女子高校の空間放射線量は、 $0.09 \sim 0.11 \mu\text{Sv}/\text{h}$ で、3回にわたって同校に運び込まれた文化財資料の放射線量は、そのバックグラウンドの違いにより、 $1/3 \sim 1/4$ に減少した。この原理に従えば、大熊町で1,900cpmを計測した木桶についても旧相馬女子高校では1,300cpmを下回る可能性があるが、今回は原則を途中で変更しない方針を堅持した。

4) 今後の課題

平成24年度の救援委員会と福島県による警戒区域内でのレスキュー活動は、11月21日の搬出作業をもって終了した。

a) 警戒区域内に今なお残されている文化財資料に対する展望

救出した文化財資料の概算は、大熊町民俗伝承館が全体の約95%を搬出したものの、富岡町歴史民俗資料館では約40%、資料館としての歴史が一番長く収蔵品の数も多い双葉町歴史民俗資料館ではまだ約15%にとどまっている。さらに、資料館以外の個人や社寺所有の文化財に関しては完全に手つかずのままにある。学校・公民館・町役場等のロビーには通常大きな絵画作品が掛かっている。

残された文化財資料をどうするのか。これに関する福島県教委の今後の展望について、苦心のあるところは察して余りあるが、分かり難いところもある。

- ・救援委員会の設置期間が平成25年3月で終了することが決まっている。
- ・従って警戒区域からの搬出作業に、平成25年度以降、特に物資の調達や人員の派遣の面で平成24年度のように救援委員会に頼ることができないことは明らかである。
- ・他方、県が持つ経費は被災ミュージアム再興事業補助金だけである。
- ・先に述べたようにこの補助金をレスキュー作業そのものに使うことはできない。
- ・運び出し作業があり、それによって一定量の文化財資料が存在しなければ、そもそも「再興事業」としての一

時保管、展示活用という作業はできない。

被災ミュージアム再興事業の補助金は2年目となる平成25年度分の公募を平成25年2月に行った(平成25年2月15日締め切り)。福島県教委が獲得した補助金は、平成24年度の5,889万円に対してその10%強の660万円にとどまった(50%の補助金に対して震災復興特別交付税によって50%の予算措置がなされるので、事業経費の合計金額は1,320万円となる)。この減額について県教委は、10月23日に福島市で開催した福島県被災文化財等救援本部第4回幹事会において、この金額を1年目搬出分の整理作業経費であると説明した。その一方、同幹事会で配布された資料には、平成25年度においては東文研等に職員の派遣要請をして警戒区域町立資料館からの文化財資料救出活動を行うことが示されている。しかし、被災ミュージアム再興事業で「文化財レスキュー」を正面から打ち出すことは困難であり、しかもそのあまりに少額の予算規模において、作業にかかる諸々の経費、何よりも2年目において警戒区域内から搬出してきた文化財資料をどこに保管するのか、といった設計がなされていないことは明白なのである。さらに福島県として、文化財の救出活動のために自前の予算措置をする予定はない、ということも示された。

特に7月の要望額調査段階において、文化庁美術学芸課と救援委員会事務局の連携が十分でなかったことについては、悔いが残る。福島県としては第3年目以降に再び申請額を増やそうと考えているが、そもそも警戒区域内における文化財の状況をどのように認識し、どのような中長期的展望を持ち、どのような体制と経費によって今後を進めていくのか、という現実的なプランの策定と実行が求められる。

b) 救出された文化財資料の今後

当該3町がいずれも警戒区域外に住民を避難させ、町役場も津若松(大熊町)、郡山市(富岡町)、埼玉県加須市(双葉町)に移っているため、教育委員会の文化財担当もまた日常的にはそのほんらいの業務に従事することなく、住民の生活維持のための業務に奔走している。

3町の文化財担当者からは、福島県被災文化財等救援本部第4回幹事会においても、仮住まいのまほろんとは別に、長期的な展望に立った管理施設の建設が必要だという発言がなされた。県教委もまた、会議の席においては恒久的施設の建設は国への要求事項とする考えのあることを述べている。さらに、幾つかの団体が開催するシンポジウム等に

おいても、そのような提言が行われている。

しかし、そのような構想の多くは、実行のための現実的な計画を伴ったものではなく、国や県に対する要望でしかない。保管する文化財資料の価値を、各地に避難している住民に発信していくことができるのは、その町の間人しかいないとすれば、各町の担当者がその施設に常駐するような体制が望ましいが、現状からはそれを想像することさえ心苦しいものがある。

救出された文化財資料を今後どうしていくのか。このことの議論はまだほとんど始められていない。

6.1.4 茨城県

茨城県においては、茨城史料ネットの活動が活発である。同県教育委員会が平成23年7月になって文化庁への救援要請を出したのも、同史料ネットが同じ月に発足したことで軌を一にするもので、その後県教委が提出したリストに掲載される4カ所でのレスキュー活動においても、大いに力を振るっている。

茨城県は国の登録文化財・指定文化財の被災数744件のうち184件という数が被災しているものの、沿岸部の津波による被災文化財はほとんどなく、救援委員会もこの184件にはまったく触れることがない。他方、史料ネットによる個人住宅を中心とした活動はすでに相当数にのぼっている。史料ネットの活動についてはほとんどが事後の連絡ということになっており、時に救出後の資料整理用の文書箱や中性紙封筒について支援の要請が個別に出されることがあった。一つの反省点としては、救援委員会事務局はより積極的に県教委に働きかけ、史料ネットの活動を救援要請リストのなかで位置付けるべきであった。

なお、『救援委員会平成23年度活動報告書』の茨城県に関する記述の中で、訂正がある：

(報告書第30頁) 鹿島市としてははじめ茨城県立歴史館へ聞いたが、(指定管理者制度をとる同館としては対応できないので)「文化庁と東文研が救援活動をしているのでそちらへ聞くように、と答えた」ということであった。

このうち下線部を削除する。県立歴史館が「文化庁と東文研」へ連絡するようと言ったのは事実であるが、同時に県教委にも連絡をしていた。同館もまた震災直後に閉館したこともあり、独自の対応ができなかった。指定管理者制度が「文化庁・東文研」云々と言ったことの原因ではない、との連絡を茨城県立歴史博物館からいただいた。訂正してお詫び申し上げる。

6.2 救援委員会会合開催

① 第5回会合

平成24年7月20日(金)、東文研地下会議室において第5回目となる救援委員会の全体会議が開催された。

この会議は、2年目に入り3カ月が経過した文化財レスキュー事業について、通常通り委員会事務局による活動報告、委員会構成各団体からの活動報告、被災各県(4県)からの活動報告が行われた後、事務局としてかねて準備を進めていた8月1日からの福島県警戒区域での文化財救出活動について説明を行い、理解を求めるとともに、8月後半以降の作業について、委員会構成団体からの人員派遣について協力を求めた。

1年目において、構成団体の理化学系・保存科学系を中心とした専門家を集め、放射能汚染地域における文化財レスキュー作業実施について様々な検討を行い、任意の団体である救援委員会としては作業者の健康管理の面で責任を負えない、ということ为主要な理由として、警戒区域への人員派遣はできない、という結論を出していた。

その後の福島県からの報告、事務局が自ら行った警戒区域外での放射線量調査、各町臨時役場へ出かけての聞き取り調査の結果を踏まえ、各方面との討議を重ねた結果ではあったが、会合参加者にとってはやはり突然の提案という印象は免れなかったであろう。しかも、日程はすでに決まっており、10日後には福島県教委と東文研・東博のメンバーによる救援委員会との合同のレスキュー作業が始まるという報告であった。

事務局としては、各団体に対しても、レスキュー作業参加を求めつつ、それは救援委員会としての派遣依頼という形を取るのではなく、あくまでも参加団体にはできる限りの協力を求めたいが、基本的にはそれぞれの自主判断に委ねる、という方針を示した。

警戒区域におけるレスキュー実施は確かに2年目の委員会活動延長実施の前提であったので、この決定には異論は出なかったが、会合での口頭の説明だけでは自分の団体へ戻っての説明が困難であり、しかるべく説明の文書を出してもらいたい、との要望があり、事務局として説明文書を調整し、会合後にこれを各団体へ送付した(資料5)。

しかし、即座にこの呼びかけに応じたのは、九州国立博物館と日本博物館協会の2つに止まった。その後、奈良文化財研究所も呼びかけに呼応し、宮城県での活動以来レスキューへ提供しているキャラバンと4t車とともに作業に参加した。10月になり、国立歴史民俗博物館が参加

した。

② 第6回会合

平成24年11月13日(火)、東文研地下会議室において第6回目の救援委員会全体会議が開催された。

この会議は、まず救援委員会事務局から8月以来実施してきた福島県警戒区域内からの文化財救出作業を中心とした活動に関する報告が行われ、委員会構成団体からの報告に続いて被災各県の担当者からの活動報告が行われた。1年目において懸案となった福島県警戒区域からの文化財資料救出は、なお対象となる3町資料館内に残されたものはあるものの、福島県においても県内の連携体制が確立されつつあり、他の3県もそれぞれの体制によってとくに被災ミュージアム再興事業補助金等の活用によって次年度以降の一時保管と修理、展示活用への展開を見据えていることが明らかになった。この結果、事務局としていよいよ平成25年3月31日をもって被災文化財の緊急避難を任務とした委員会活動を終了できると判断するための合理的な状況が整ったという認識を示し、構成団体の了解を得た。

これに引き続き、その救援委員会終了後について、というテーマに議論が及んだ。すなわち、今回の救援委員会が果たした役割の大きさを評価するとき、将来の防災及び震災発生時における対応を図るために、この枠組みを今後も継続的に維持していくべきであるという意見が出された。とくに文化庁美術学芸課江崎典宏課長からそれを基本とする考えが示された。これに対して、このような枠組みの維持については賛同するものの、文化財レスキュー事業開始以来の懸案である活動実施のための財源について文化庁はどう考えるのか、という直裁な問いかけがあった。またその枠組みのとりまとめ役として東文研への期待が示されたことに対しても、(震災発生という非常事態に)臨時的に事務局を担当するのは異なる話となるため、亀井伸雄救援委員会委員長(東文研所長)からその旨の反論がなされた。

結局、2年間の文化財レスキュー事業を回顧し、その成果と課題を抽出し、さらに将来に向けての展望と意見を広く徴集するための公開形式による座談会を年度末に向けて開催することが決定された。

③ 第7回会合

平成25年3月25日(月)、東文研会議室において救援

委員会最後となる第7回目の全体会議が開催された。

同日午前中に東文研セミナー室で今回の文化財レスキュー事業に対する高額寄付者及び救援委員会からの依頼により救援活動に参加した各団体に対して、文化庁長官からの感謝状贈呈式が行われ、救援委員会を代表して亀井伸雄委員長がこれを預かり、会議の冒頭、亀井委員長から委員会構成各団体に対して文化庁長官の感謝状が授与された。

会議は通例に従い、事務局による活動報告、被災各県の担当者による報告を行われ、改めて、文化財レスキュー事業の3月31日での終了が確認された。それを承けて、救援委員会活動終了後の残務処理作業に関して事務局から提案を行った。

提案は、平成25年4月から6月までの3カ月間を目途に救援委員会残務処理事務室を設置して、平成24年度分救援委員会活動報告書と1月から2月までに連続3回実施した公開討論会の報告書を作成・配布すること；これまでに蓄積されたデータを整理すること；公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団へ会計報告を含む助成金に関する最終完了報告書を提出することを任務とし、その財源には財団からの助成金の3月末での残金160万円を基本の資金として、報告書の作成費の一部を構成団体に求めるなどの工夫をして賄う、とするものであった。

次いで、救援委員会活動終了後の連携に関して構成団体としての最後の討論の時間が持たれた。1月以来3回に渡る公開討論会を実施した結果、本委員会がそもそも多種多様な組織を緩やかに連合した状態で救援活動を実施するものであったことが共通の認識となっていたため、前回の全体会議において議論されたような強固な形態による委員会の維持ということは言われなくなっていた。

資料ネット系の各団体からは、特に民家の資料類に関してはいまだに救出活動が続いていることが指摘された。震災後一定の期間が過ぎ、これから家屋の再建が始まる段階を迎えるため、その際の家屋解体に伴い資料が散逸する心配が指摘された。

石巻文化センター2階に保管されていた文化財資料が石巻市立湊第二小学校へ移動する件をはじめ、すでに一時保管された状態にあるものが保管場所の事情によって新たな場所へ移される場合があることも報告された。

これらは、すでに救援委員会に与えられた「緊急避難」という任務とは異なるものだが、「救援委員会以後」の課題として今後長く残るものであり、多くの委員会構成団体

は救援委員会終了後もその本務において何らかの取り組みを続けようとしている。このため、参加各団体から、救援委員会終了後においても情報の収集・発信の仕組みが維持されることを期待する旨の発言がなされた。

文化庁江崎美術学芸課長から発言があり、文化庁の内部において、文化財部長を委員長として関係課長等を構成員とする委員会を常駐的に設置し、震災発生時に対応するための準備を行う予定であることが示された。また、今回の救援委員会を構成した関係団体による全国的なネットワークが維持されることについての期待も示された。そして、それについては国立文化財機構との連携を図っていくことが示された。

事務局として、以下の意見を申し述べた。

- ・今回の文化財レスキュー事業は、それぞれに異なる専門と異なる団体が連合して組織されたものであり、個々の団体においてはそれぞれのジャンルにおいて、まずその本務における防災及び震災対応のための体制を研究・構築するべきであると思う。事務局を担当した東京文化財研究所・東京国立博物館は、まず国立文化財機構の一員として、機構全体へ呼びかけ、「文化財」における防災と震災対応のための対応をしっかりと作らなければならないと考えている。それは、美術学芸課をはじめとする文化庁文化財部各課との連携において行われるものである。
 - ・私たちは今回の文化財レスキュー事業によって集積された被災文化財救出に関するデータを整理し、今後活用されていくようにすることが自らの重要な役割であることを自覚している。
 - ・また、レスキューに関する技術的課題について、いままで以上に取り組んでいきたいと考えている。
 - ・その上で、今後も情報交換のために、この委員会構成団体による情報交換のための会議を年1回程度開催したい。
 - ・このような救援委員会構成団体の連携を保つため、現在のメーリングリストを維持していきたい。そのメーリングリストを活用して、各団体の活動に関する情報を発信するようにする。
 - ・これらの活動とメーリングリストの管理については、東京文化財研究所がお引き受けしたいと思う。
- これらについては、各団体からも異論がなく、4月以降6月までの残務処理事務室での作業を経て、継続的に実施されることとなった。

最後に、亀井委員長から、委員会構成各団体に対する謝意とともに、今後も各団体がその本務において被災文化財と向き合っていくことへの大きな期待が示され、閉会となった。

6.3 公開討論会開催

平成24年11月13日の第6回救援委員会全体会議において、同委員会の活動を終えるに当たり、座談会を開催することを提案し了承された。その際、座談会を公開とすることが提案されたことを踏まえ、事務局は2年間にわたる救援活動を回顧し、成果と課題を抽出し、さらに将来への展望を語り合うことを目的として、3日間の日程による公開討論会が開催された。その具体的な内容に関しては、後に山梨副部長による報告を掲載している。

救援委員会として開催する初めての公開討論会であり、合計3日間の開催であったが、連日熱心な参加者を集めた。参加者数は、1日目（1月23日）152名、2日目（2月4日）152名、3日目（2月22日）158名（いずれも主催者スタッフを含む）であった。

なお、この討論会に関しては、別に報告書を編集・刊行する。

7. おわりに

文化庁文化財部監修の『月刊文化財』No.583（平成24年4月）は「東日本大震災から1年を経過して」という特集号を組んだ。同誌は平成23年度1年間に及ぶ被災文化財の救出と復興に関わる取り組みを総括するとともに、とくに動産文化財に関しては「被災地における救出作業は一部を除いてほぼ終了し」としているとの認識のもと、平成24年度において文化庁は「被災ミュージアム再興事業」を実施し、被災した「博物館資料の保全（修理、データベース化、臨時収蔵場所の確保）や被災した館の資料を活かした展覧会の開催等の支援を行うこととしている」としている。これはその1年間における「文化財レスキュー事業」による救出活動があったことを前提としたものであるが、他方同誌の「文化財被害と復旧にかかる予算措置」という項目では文化庁は平成23年度第3次補正予算に32億円、平成24年度予算案に19億円を計上し、「復旧事業への補助を行っている」と書いている。しかしこれは「国指定等文化財」と分類される文化財を対象としたもので、しかもそのかなりの金額が、建造物及び埋蔵文化財を対象として

支出されており、この金額から我々の「文化財レスキュー事業」に対しての予算措置はなされなかった。

今回の震災は、確かに広範囲にわたって津波の被害が発生し、その壊滅的な被害に対して重点的な文化財の救出活動を行ったため、まず内陸部に対しての活動実数がそれほど多くなかったこと、さらに沿岸部においては長い歴史の中で繰り返し津波を被っていたために今日において国の指定文化財となるものがほとんど存在していなかったことによって、「文化財レスキュー事業」の実績値としてほとんど指定文化財を対象としないで終わった、という事実がある。

ところが、文化庁はこのように「文化財レスキュー事業」を展開すると同時に、統計として全国で744件の国指定等文化財の被災があったとされる中、これらに対して上記予算によって修理の補助を行っている。

「文化財レスキュー事業」が文化財としてのジャンルを問わず、また指定・未指定を問わないという画期的な方針のもと、関係する様々な団体と専門家が救援委員会の名の下に集合し、さらには文化庁長官が広く国民に寄付金・義援金を募りその浄財によって実施されたということと、上記国指定等文化財に対して国がその責務も果たし、予算措置のもとに保全にあたったということとは、今回の震災における文化財救出の全体像において、まさに左右の一对をなし、ある意味完璧に文化財の全体をカバーしている。

宮城県や茨城県においては被災した国指定（重要文化財）の仏像が初めから支援要請リストに掲載されることなく、京都及び奈良国立博物館の文化財修理所へ搬入され修理が実施された。それにしても、国指定等文化財の被災件数184件を越すと報告した茨城県では国庫補助による復旧作業に忙しかつたに違いないが、救援委員会への支援要請は4件に留まったのに対して、他方茨城史料ネットがそれらとは更に別の動きとして相当数の救出活動を行っている。すでに述べたことではあるが、今更ながら、それらの活動に救援委員会が関与する余地は本当になかったのかと思う。

岩手県内の被災した博物館等において、長い間文化庁による「文化財レスキュー事業」が実施されている事実を知らされていなかった、ということが言われ、それが新聞紙面に取り上げられた。しかし、救援委員会が現地本部を仙台市博物館に置いて「正式に」活動を進めた宮城県において、委員会としてのレスキュー活動が4月20日になったのに対して、文化庁への支援要請を出さなかった岩手県で

は、県内の組織と専門家が4月初めには陸前高田市博物館での救出活動を始めている。救援委員会がいなくても、動くものは動いた、ということである。

救援委員会に関わる活動とはまったく別に、文化財の救出や修復に尽力した団体や専門家もいる。その中には、ちょっとしたタイミングで救援委員会との接点を持つに至らなかったものもある。他方、宮城県多賀城市のように、県が教育委員会から文化庁への支援要請を出し、県全体として活動している中で、独自の路線を歩んだ自治体もある。さらには、救援委員会構成団体においてさえ、委員会への連絡・照会なしに独自の活動を続けたところがある。そのような意味で、救援委員会の活動は必ずしも統率の取れたものではなかった。そしてもちろん忘れてならないのは、文化庁に支援要請を出した4県以外の各県では独自の救出活動が行われていた、ということである。委員会が担ったのは「文化財の救出」という全体像の中では一部分に過ぎなかった、とすることができるだろう。今回の文化財救出活動の全貌はどのようなものであったのか。何故、救援委員会はこれらの全体をカバーするものにならなかったのか。私たちは、そういう情報も正しく持った上で、「次」ということを考えていく必要がある。

震災後2年を経て、いろいろなジャンルで「復興道半ば」という言葉が多く言われるようになってきている。2年目は1年目よりも良くなるはずだった。人びとは、そうはなっていない現実への焦燥を「道半ば」という言葉に乗せている。先頃の新聞報道にも「文化財救援道半ばで幕」（日本経済新聞4月6日文化欄）という見出しの記事が掲載されている。もちろん、救援委員会は如何にして「緊急避難」を実行し、次の「安定保存」「活用」へどうやってバトンを渡していくか、ということが任務であり、開始当初こそは試行錯誤の連続ではあったが、すでにその当時から、常に終結の時間を念頭に置きつつ作業を設計し、その任務を遂行、実現してきた。

とは言え、確かに救出された文化財がこれからたどっていく道のりは容易なものではない。救出活動自体、数多くの団体や専門家が力を合わせたとは言うものの、経費という重要な部分を見ても、国指定等文化財が対象とならなければ国は正面から工面することができないという、その脆弱さは明らかなものがある。そのような状態で、さらにこれから、どのように保管の体制を維持し、真に地域の復興に貢献するものとして活用していくのか。このことに対して、救出を行った私たちの責任は重いものがある。それは、

救援委員会が終了したことによって解放されるというものではなく、むしろこれからそれぞれの団体・専門家が自らの本務として関わっていかねばならないことである。

他方、本報告の冒頭に整理したように、2年目の救援委員会の目標として、「震災対応のための新たな体制構築へ向けての提言の作成」ということが挙げられていた。実際平成24年11月13日に開催された第6回全体会議においても新たな体制構築に向けての提案と議論が行われた。しかし、具体的な内容の議論には至らず、その結果、討論会形式で議論を行うことが決まり、1月以降3回に及ぶ公開討論が実現した。その公開討論会において改めて明らかになったのは、今回の救援活動は、多様な専門性をもった組織や専門家の集合として行われたために、むしろ緩やかな連合としての機能を果たしたのであり、まずその実情を知ることの重要さであった。

このような議論を経て、3月25日に開催された救援委員会最終の全体会議においては、個々の分野と組織においてより強固な防災体制の確立と震災時対応のシステムを確立することが大事であり、その上でどのように全体をカバーする仕組みを作っていくか、ということを引き続き考えていこう、という方向に進んだ。この課題についても、私たちは引き続き正しく向き合っていかなければならない。

以上のことを強く自覚しつつ、事務局としての報告を終わりとす。

この2年間、委員会運営を支持してくださった構成団体各位に、深甚の謝意を表す。